

Tax Alert - Canada

2014-2015 年度オンタリオ州予算案

EY カナダでは、重要な税務ニュースやカナダ企業に影響を与える制度の新設および変更に関するニュースレター(タックス・アラート)を発行しています。

日本企業サービス (JBS) は発行された EY カナダのタックス・アラートの中からカナダに進出する日本企業に関連性が高いと思われるものを選び日本語に翻訳し、「カナダ税務」の日本語版として日本企業の皆様にお届けいたします。

(このカナダタックス・アラートは2014年7月14日に発行された Tax Alert Issue 39 - Ontario budget 2014-15 の抄訳となります。)

2014年7月14日にオンタリオ州財務大臣チャールズ・スーザは州選挙後の2014年度予算案を公表しました。なお、今回公表された税法案は5月1日に発表された州選挙前のものから特に大きな変更はありません。

財政赤字の状況

2013年度のオンタリオ州の財政赤字は113億ドルと発表されました。この数字は5月1日に発表された数字から変更はありません。2014年度はさらに赤字が進み125億ドルの赤字、2015・2016年度は多少赤字が改善されそれぞれ89億ドル・53億ドルの赤字と予想されています。また、2017年度には赤字の解消が予想されています。オンタリオ州の累計赤字は、短期的には増加していますが、2017年度にはGDPの25%まで下がると予測されています。



表 A : オンタリオ州の財政赤字の推移(政府予測)

	2013-2014 (\$億ドル)	2014-2015 (\$億ドル)	2015-2016 (\$億ドル)	2016-2017 (\$億ドル)	2017-2018 (\$億ドル)
歳入	1,157	1,189	1,245	1,294	1,348
歳出	(1,164)	(1,194)	(1,201)	(1,202)	(1,194)
	(7)	(5)	44	92	154
支払利息	(106)	(110)	(120)	(133)	(142)
留保		(10)	(12)	(12)	(12)
超過額	(113)	(125)	(89)	(53)	(0)
累積赤字	1,773	1,898	1,986	2,040	2,040
GDP に対する割合 (%)	25.6%	26.5%	26.5%	26.1%	25.0%

上表の数字は四捨五入により合計にずれが生じている可能性があります。

同州政府は実質 GDP の成長率は 2014 年は 2.1%、2015 年は 2.5%、2016 年は 2.5%、2017 年は 2.6%と予測しています。

事業税

小規模企業控除

同予算では、2014 年 5 月 1 日以降に終了する事業年度からカナダ人支配の大規模な非公開会社 (CCPC) に対する小規模企業控除 (SBD) を廃止する案を提案しています。これは、カナダ政府の措置に並行するものとなっております。

同州は前年に 1,000 万ドル超の課税対象資本を保有していた CCPC (関連会社を含む) に対する SBD を制限する方向であり、前年に 1,500 万ドル超の課税対象資本を保有していた CCPC に対しては SBD の適用外とする予定です。この制限は 2014 年 5 月 1 日をまたぐ年に関しては按分され、適用されます。

法人税

小規模企業に対する 500,000 ドルの非課税枠と法人税率に変更はありません。

表 B : 現在のオンタリオ州と連邦の法人所得税率

	小規模企業所得税率	その他法人所得税率	製造・加工に従事する企業の所得税率
オンタリオ州	4.5%	11.5%	10.0%
連邦・オンタリオ州	15.5%	26.5%	25.0%

個人所得税

同州の個人所得税制に関しては 2014 年度以降の年に影響する新しい措置が 2 点提案されています。1 点目は、最高税率(現在 13.16%)の課税所得基準値が 514,090 ドルから 220,000 ドルに引き下げられます。2 点目は 150,000 ドルから 220,000 ドルの課税所得区分が新設され、12.16%の税率が適用になります。この2つの新しい課税所得基準値は、インフレによる影響を受けて更新されることはありません。

また、135,270 ドル以下の 3 つの課税所得枠ならびに適用税率については変更はありません。

表 C : 現在の連邦・オンタリオ州の個人所得税率(136,270 ドル超)

課税所得枠	普通所得税率	キャピタルゲイン税率	上場企業の配当金に対する税率	CCPC の配当金に対する税率
136,270 – 150,000 ドル	46.41%	23.20%	29.52%	36.45%
150,001 – 220,000 ドル	47.97% (旧 : 46.41%)	23.98% (旧 : 23.20%)	31.67% (旧 : 29.52%)	38.29% (旧 : 36.45%)
220,001 – 514,090 ドル	49.53% (旧 : 46.41%)	24.76% (旧 : 23.20%)	33.82% (旧 : 29.52%)	40.13% (旧 : 36.45%)
514,090 ドル超	49.53%	24.76%	33.82%	40.13%

514,090 ドル以上の課税所得に対する限界所得税率に変更はありませんが、514,090 以下の課税所得に対する税率が上がっているため、全体としては増税となっています。例えば、514,090 ドル以上の個人所得者は、普通所得に対して 10,268 ドルのオンタリオ州税が追加されます。

ご質問・ご相談

このタックス・アラートおよび EY カナダが提供する税務サービスの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

トロント

牧野卓司 JBS パートナー

+1 416 941 1765 | takuji.makino@ca.ey.com

バンクーバー

角田 大輔 シニアマネージャー

+1 604 891 8388 | daisuke.sumita@ca.ey.com

カルガリー

池内 正文 マネージャー

+1 402 206 5441 | masafumi.ikeuchi@ca.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services.

The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization and may refer to one or more of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax Services

EY's tax professionals across Canada provide you with deep technical knowledge, both global and local, combined with practical, commercial and industry experience. We offer a range of tax-saving services backed by in-depth industry knowledge. Our talented people, consistent methodologies and unwavering commitment to quality service help you build the strong compliance and reporting foundations and sustainable tax strategies that help your business achieve its potential. It's how we make a difference. For more information, visit ey.com/ca/tax.

© 2014 Ernst & Young LLP. All Rights Reserved.
A member firm of Ernst & Young Global Limited.

This publication contains information in summary form, current as of the date of publication, and is intended for general guidance only. It should not be regarded as comprehensive or a substitute for professional advice. Before taking any particular course of action, contact Ernst & Young or another professional advisor to discuss these matters in the context of your particular circumstances. We accept no responsibility for any loss or damage occasioned by your reliance on information contained in this publication.

ey.com